

大津市立上田上小学校「父母と教師の会」(PTA)細則

第1条 (役員候補者推薦委員会)

- 1 役員候補者推薦委員会は、毎年2月に、当該年度の会長、副会長、参与、庶務、会計、当該1年から5年の学級委員によって組織し、次年度の会長以下の候補者を推薦により選出する。
- 2 各学級委員は次に定める候補者の推薦を行う。
 - 当該年度1年：会計 一名
 - 当該年度2年：庶務 一名
 - 当該年度3年：副会長 一名
 - 当該年度4年：副会長 一名 (次年度 会長)
- 3 委員長は、当該年度の会長が努める。
- 4 役員候補者推薦委員会は、次年度の会長以下の役員および町委員、学級委員の選出と同時に解任される。
- 5 役員候補者推薦委員会は、会長以下役員および町委員、学級委員の選出結果を会員に報告しなければならない。

第2条 削除 平成19年5月18日施行

第3条 削除 平成19年5月18日施行

第4条 削除 平成19年5月18日施行

第5条 削除 平成19年5月18日施行

第6条 (常設部会)

本会に次の常設部会を設置する。

- 1 文化広報部会 会員の研修、広報活動に関する事。
- 2 保健環境部会 環境整備、児童の保健に関する事。給食に関する事。
- 3 削除 2019年11月29日施行

第7条

- 1 部会には、部長および副部長をおく。
- 2 部長、副部長および会員は、町委員ならびに学級委員より会長が委嘱する。学校の教職員は、各部の部員として所属することとするが、委嘱にあたって、会長は参与の意見を聞かなければならない。
- 3 委嘱する部員数は、会長が必要と認める数とする。
- 4 部長は部会を統括し、副部長は部長を補佐する。

第8条

- 1 部長は、事業遂行のため、必要に応じて部会を召集することができる。
- 2 部会の司会は、副部長が努め、部員において議事録を作成し保存を行なう。
- 3 部長は、事業遂行のため、会長に必要に応じて会員の事業への参加を要請することができる。
- 4 会長は、部長より要請があれば、事業遂行のため必要に応じて会員の事業への参加を召集することができる。

第9条

総会の議長は、役員、町委員、学級委員および会計監査員を除く会員の中から、当該6年の学級の会員より1名選出することとし、選出にあたっては、当該6年の学級委員が責任をもって行う。

第10条 (会計監査)

会計監査の選出は、前年度の役員、学級委員より2名選出する。

第11条

会計監査の選出にあたっては、会長以下の役員、町委員、学級委員に準じて、会則第13条第2項、第14条を適用する。

第12条 (互助慶弔規定)

削除 平成25年4月19日施行

第13条

本会の会員が死去した場合は、香料として1万円（香料5千円、しきび5千円）相当額をおくる。

第14条

本会の会員が、次により入院した場合は、見舞い金として5千円相当額をおくる。

- 1 本会の事業による傷病の場合は7日以上
- 2 その他の場合は30日以上

第15条

この規定外の慶弔等に関することについては、その都度協議する。

第16条

互助慶弔規定に関する金額は、毎年年度当初の委員総会において審議しなければならない。

第17条

- 1 会長は、事業遂行のため、必要に応じて特別委員会及び実行委員会を設置・解散することができる。
- 2 特別委員は、会員より選ばれ任期は1カ年とする。
ただし、本人に継続の意思がある場合はこの限りではない。

(付 則)

この細則は、昭和63年11月 1日より施行する。

この細則は、平成 元年12月16日より施行する。

この細則は、平成 2年 4月21日より施行する。

この細則は、平成 2年12月14日より施行する。

この細則は、平成 3年 2月 1日より施行する。

この細則は、平成 3年 4月20日より施行する。

この細則は、平成 4年 5月16日より施行する。

この細則は、平成 8年12月18日より施行する。

この細則は、平成12年 4月 1日より施行する。

この細則は、平成16年 5月14日に改正し、施行する。

この細則は、平成17年11月21日に改正し、施行する。

この細則は、平成18年 5月18日に改正し、施行する。

この細則は、平成19年 5月18日に改正し、施行する。

この細則は、平成23年 9月22日に改正し、施行する。

この細則は、平成25年 4月19日に改正し、施行する。

この細則は、令和 元年 11月29日に改正し、施行する。